

荘銀タクト鶴岡舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染拡大防止対応方針 新旧対照表

令和4年6月30日

改定前	改定後（令和4年6月30日改定目標）・網掛け箇所変更点。	参照
<p>2 日常の健康管理 ③略</p> <p>(1)公演を実施する団体の出演者、運営スタッフは、公演前14日間における以下の症状の有無を確認し、症状がある場合には医師等へ相談の上、その判断に基づき、主催者は出演の可否を決定してください。また、厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）について、公演関係者に利用を促してください。</p> <p>(2)公演を実施する団体の出演者、運営スタッフは、公演前14日間における以下の事項の有無を確認し、該当する事項がある方は公演への参加を控えてください。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触。 ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。</p>	<p>2 日常の健康管理 ③略</p> <p>(1)公演を実施する団体の出演者、運営スタッフは、公演前7日間における以下の症状の有無を確認し、症状がある場合には医師等へ相談の上、その判断に基づき、主催者は出演の可否を決定してください。また、厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）について、公演関係者に利用を促してください。</p> <p>(2)公演を実施する団体の出演者、運営スタッフは、以下の事項の有無を確認し、該当する事項がある方は公演への参加を控えてください。</p> <p>①公演前7日間における新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触。 ②公演前7日間における同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。</p>	<p>「合唱」 P8, 10</p>
<p>3 公演当日の対策</p> <p>施設利用中は活動に支障がない限り、人と間隔を取り、マスク着用、定期的な手洗い、手指消毒、換気に努めてください。</p> <p>(1)会場設営・撤収時 ①② 略</p> <p>③使用した机、椅子は、清掃した後、片づけないでその場に置いてください。館側で改めて消毒を行います。</p> <p>④マスクを携帯していないスタッフ、入場者に配布又は販売できるように、予備のマスクを用意してください。</p>	<p>3 公演当日の対策</p> <p>施設利用中は活動に支障がない限り、人と間隔を取り、常時マスク着用（不織布マスク推奨）、定期的な手洗い、手指消毒、換気に努めてください。</p> <p>(1)会場設営・撤収時 ①② 略</p> <p>③使用した机、椅子等は職員の指示に従い消毒と片付けを行ってください。</p> <p>④施設内ではワクチン接種の有無に関わらず、マスク着用を必須とし、マスクを携帯していないスタッフ、入場者に配布又は販売できるように、予備のマスクを用意してください。</p>	<p>3 「劇場、音楽堂等」 P10 (3) ④ 「劇場、音楽堂等」 P13 (5)</p>
<p>(2) 記載なし</p>	<p>(2) 楽屋等使用時（追加）</p> <p>①楽屋等で不特定多数が触れやすい場所を定期的に消毒してください。</p> <p>②舞台袖や楽屋などの狭いスペースでの待機時や、洗面スペースや飲食周りなど、マスクを外しての利用に際し、各場所に応じた定員制限や会話の抑制などを促してください。</p>	<p>(2) 「劇場、音楽堂等」 P11 (3)</p>

(2) 開場時 ④略

- ①入場者が密集しないよう、誘導員を配置し分散入場に努めてください。
- ②入場者全員の氏名及び緊急連絡先を把握し（チケットがある場合は半券に、ない場合は受付簿に必要情報を記入する）、新型コロナウイルス感染者が確認された場合は、濃厚接触者調査のため館に入場者名簿を提出する旨、入場者に周知してください。
- ③チケットは入場者自身が半券を切り離すように周知してください。
- ⑤入場口では非接触型体温計又はサーモグラフィーカメラで入場者の体温を計測し、37.5℃以上の数値が認められた人には接触型体温計の使用及び聞き取りを行い、平熱よりも明らかに体温が高い場合は入場を控えてもらうようにしてください。

(3) 開場時 ④略

- ①入場者が密集しないよう、誘導員を配置し分散入場に努めてください。また、メッセージボード等を使用した呼びかけ等により十分な距離（最低1m）の間隔を確保してください。
- ②エレベーター利用は、密にならないよう定員（5人程度）を制限してください。
- ③会場内の出入口等の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置し、入退場時の利用を周知してください。また、会場内の不特定多数が触れやすい場所の定期的な消毒を徹底してください。
- ⑤チケットは入場者自身が半券を切り離すようにするか、係員のこまめな手指消毒（若しくは手袋着用）の徹底かを検討してください。
- ⑥プログラムやパンフレットはもぎり台に置き、入場者自らが手に取るようにするか、手渡しの場合には係員の手指消毒（若しくは手袋着用）の徹底かを検討してください。
- ⑦入場口では非接触型体温計又はサーモグラフィーカメラで入場者の体温を計測し、37.5℃以上の数値が認められた人には接触型体温計の使用及び聞き取りを行い、平熱よりも明らかに体温が高い場合は入場を控えてもらうようにしてください。また、その際の振替やチケット代金の払戻等の諸条件については、発売時に告知してください。
- ⑧物販に関わる関係者は、不織布マスクの着用に加え、必要に応じてこまめな手指消毒（手袋着用）を行ってください。

①②
「劇場、音楽堂等」
P11 (4)

③
「劇場、音楽堂等」
P12 (5)

⑤⑥
「劇場、音楽堂等」
P12 (5)

⑦
「劇場、音楽堂等」
P11 (4)

⑧
「劇場、音楽堂等」
P13 (6)

<p>(3) 公演時（公演全般） ③⑤略</p> <p>①座席は可能な限り指定席にするとともに、最前列席は舞台上から十分な距離を設けてください。また、令和2年11月25日付けで改定された、山形県対策本部決定の「イベント等の開催に関する基本方針」に基づき、適切な参加人数で公演を開催してください。</p> <p>②公演の前後及び休憩時に、ホール出入口を全開にして換気を行ってください。</p> <p>④ホール内における会話、発声は控えるように入場者に周知してください。</p>	<p>(4) 公演時（公演全般） ③⑤略</p> <p>①座席はできる限り指定席にするとともに、最前列席は舞台上の発声等を伴う出演者から十分な距離をとることとし、最低でも水平距離で2m以上を設けてください。また、令和3年11月24日付けで改定（12月15日付で一部修正）された、山形県対策本部決定の「イベント等の開催に関する基本方針」に基づき、適切な参加人数で公演を開催してください。</p> <p>②法令を遵守した空調設備による常時換気及び休憩時等に扉を全開にする等、こまめな換気を徹底してください。</p> <p>④ホール内における会話、発声は控えるように入場者に周知してください。また、大声を出すものがいた場合は個別に注意等を行い、従わない場合は退場を求める等の措置も検討ください。</p>	<p>①「劇場、音楽堂等」P10 (2)</p> <p>④「劇場、音楽堂」P12 (5)</p>
<p>(4) 公演時（合唱、声楽、吟詠、カラオケ等の歌唱を伴う公演） ②③④略</p> <p>①出演者間の距離は、最低でも左右1mを目安に確保し、複数列の編成となる公演では列の間が最低でも1mの市松模様状となるように編成してください。または、前後の出演者が重なり合う編成とする場合には、前後の列の間を最低でも2m確保してください。また、出演者同士が向かい合う配置は避けてください。</p>	<p>(5) 公演時（合唱、声楽、吟詠、カラオケ等の歌唱を伴う公演） ②③略</p> <p>①マスクを着用せずに歌唱する場合、出演者の距離は前後2m、左右は1m程度を確保し、出演者同士が向かい合う配置は避けてください。※市松模様状の並び方とした場合でも、斜め前方の出演者の距離を1.5m（最低1.2m）を確保してください。</p>	<p>①「クラシック～」P10 (3)</p>
<p>(6) 公演時（吹奏楽、オーケストラ、室内楽等の楽器を使用する公演） ①②略</p> <p>③奏者間の距離を従来の間隔で演奏する場合は、仕切り（ビニールシート等）を設けた上で公演を実施してください。</p> <p>④指揮者、奏者が舞台上で会話をする際はマスクを着用するか、最低2mの距離を確保してください。</p>	<p>(6) 公演時（吹奏楽、オーケストラ、室内楽等の楽器を使用する公演） ①②略</p> <p>③奏者間の距離を従来の間隔で演奏する場合は、舞台上の換気の確保や、仕切り（ビニールシート等）を設けるなど、複数の手法を組み合わせた上で公演を実施してください。</p> <p>④指揮者、奏者が舞台上で会話をする際はマスクを正しく着用するか、最低2mの距離を確保してください。</p>	<p>(6)「クラシック～」P10 (3)</p>
<p>(7) 終演時</p> <p>①退場する際に観客が密集しないよう、誘導員を配置し各エリアごとに分散して退場できるように努めてください。</p>	<p>(8) 終演時 ②略</p> <p>①退場者が密集しないよう、誘導員を配置し分散退場に努めてください。また、メッセージボード等を使用した呼びかけ等により十分な距離（最低1m）の間隔を確保してください。</p>	<p>①「劇場、音楽堂～」P11 (4)</p>

<p>5 その他 (2) 略</p> <p>(4)本対応方針は「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」(令和2年6月29日一般社団法人全日本合唱連盟、令和2年11月26日改定)、「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年6月11日クラシック音楽公演運営推進協議会、令和2年12月1日改定)、「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(令和2年6月30日緊急事態舞台芸術ネットワーク、令和2年12月2日改定)、「イベント等の開催に関する基本方針」(令和2年5月26日山形県、令和2年11月25日改定)において示された内容を参考に令和3年2月12日に改定を行いました。</p>	<p>5 その他 (2) 略</p> <p>(1) 公演前後の交通機関の分散利用や飲食・会合の抑制等、施設外での感染防止について注意喚起してください。</p> <p>(3)本対応方針は「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」(令和3年10月15日公益社団法人全国公立文化施設協会)、「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」(令和4年1月24日一般社団法人全日本合唱連盟)、「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和3年10月21日クラシック音楽公演運営推進協議会)、「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(令和2年12月2日緊急事態舞台芸術ネットワーク)、「イベント等の開催に関する基本方針」(令和3年11月24日山形県)において示された内容を参考に令和4年6月30日に改定を行いました。</p>	<p>(1) 「劇場、音楽堂等～」 P12 (4)</p>
---	--	---------------------------------------